町は、地域における要配慮者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、要配慮者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

④　避難支援等関係者への事前の名簿情報提供

町は、避難支援等関係者として本計画に定めた消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ要配慮者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

また、重度の認知症や障がい等により本人からの同意を得ることが困難な場合は、親権者や法定代理人等から同意を得たうえで、名簿情報を提供する。

⑤　要配慮者名簿の更新

常に変化する要配慮者の状況について、次の事項に留意し、定期的に名簿の情報更新に努める。

a　新たに要介護認定を受けられた者、障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けられた者のうち、要配慮者に該当する者を要配慮者名簿に掲載する。

b　新規に要配慮者名簿に掲載された者に対して、平時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

c　転居や死亡、社会福祉施設等への長期入所等により、要配慮者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、要配慮者名簿から削除する。

d　町は、自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織等と協力し、個別避難計画の策定に努める。

町内の要配慮者施設一覧

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
（1）老人福祉施設			
特別養護老人ホーム友愛苑	河根807-64	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
養護・特別養護老人ホーム国城寮	九度山1265-1	－	－
グループホームゆうゆう	九度山527-1	－	－
（2）障害者支援施設			
－		－	－
（3）児童福祉施設（児童自立支援施設除く）			
母子生活支援施設わかくさ	九度山617	－	土砂災害警戒区域内 (土石流)
（4）小中学校			
九度山小学校	九度山1077	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山中学校	九度山619	－	土砂災害警戒区域内

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
			(急傾斜地の崩壊・地すべり)
河根小学校	河根118	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
河根中学校	河根77	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
（５）母子健康センター			
九度山町子育て世代包括支援センター	九度山1190-1	－	－
（６）その他これらに類する施設			
デイサービスプラチナ	九度山800	－	土砂災害警戒区域内 (土石流)
九度山町社会福祉協議会	河根732-1	－	－
デイサービスあはは	河根384-39	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
（７）幼稚園、保育所等			
九度山幼稚園	九度山1074	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山保育所	九度山1072-1	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
地域子育て支援拠点 「集まれ!!Chicks & Mommy」	河根118	－	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
（８）病院、診療所、助産院			
紀の郷病院	九度山113-6	5.0～10.0	－
萩原内科・小児科	九度山1168-2	－	－
横手クリニック	九度山800	－	土砂災害警戒区域内 (土石流)
保脇整形外科医院	九度山567-1	－	－

※洪水想定区域は、想定最大規模降雨（橋本地点上流域の２日間の総雨量678㎜の想定）により、紀の川が氾濫した場合の浸水の深さを示したもの。

（ウ）　要配慮者名簿情報の漏えい防止にかかる措置

要配慮者の名簿については、次の事項に留意し、避難支援等関係者への提供等に活用する。

①　町が講ずる措置

ａ　秘匿性の高い個人情報も含まれるため、要配慮者名簿は、当該要配慮者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

ｂ　災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。

ｃ　町は個人情報の取扱いに関し、要配慮者名簿の提供先と覚書を締結する。

②　町が求める措置

ａ　避難支援等関係者は、施錠可能な場所へ要配慮者名簿を保管すること。

ｂ　要配慮者名簿を必要以上に複製させないこと。

ｃ　要配慮者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で要配慮者名簿を取り扱う者を限定すること。

ｄ　名簿情報の取扱い状況を報告しなければならないこと。

（エ）　避難のための情報伝達

①　避難等に関する情報の発令及び伝達は、要配慮者一人ひとりに的確に伝わるよ